

序章

背景と計画の概要

序章

背景と計画の概要

1 策定の背景

帯広市では、2003（平成15）年8月に帯広市都市計画マスタープラン（以下、「前プラン」という。）を策定し、高齢者の増加や人口減少局面への転換を見据え、「均一型の都市づくりからメリハリのあるまち創りへ」、「拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使いへ」といった基本方向を掲げ、暮らしやすい都市空間の形成に取り組んできました。

この間、人口減少や少子高齢化の急速な進行、都市化の進展に合わせて整備してきた道路や公園など都市施設等の老朽化など、本市を取り巻く状況は変化し続けています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、第2次帯広市都市計画マスタープラン（以下、「本プラン」という。）を策定するものです。



札内川から市街地を望む

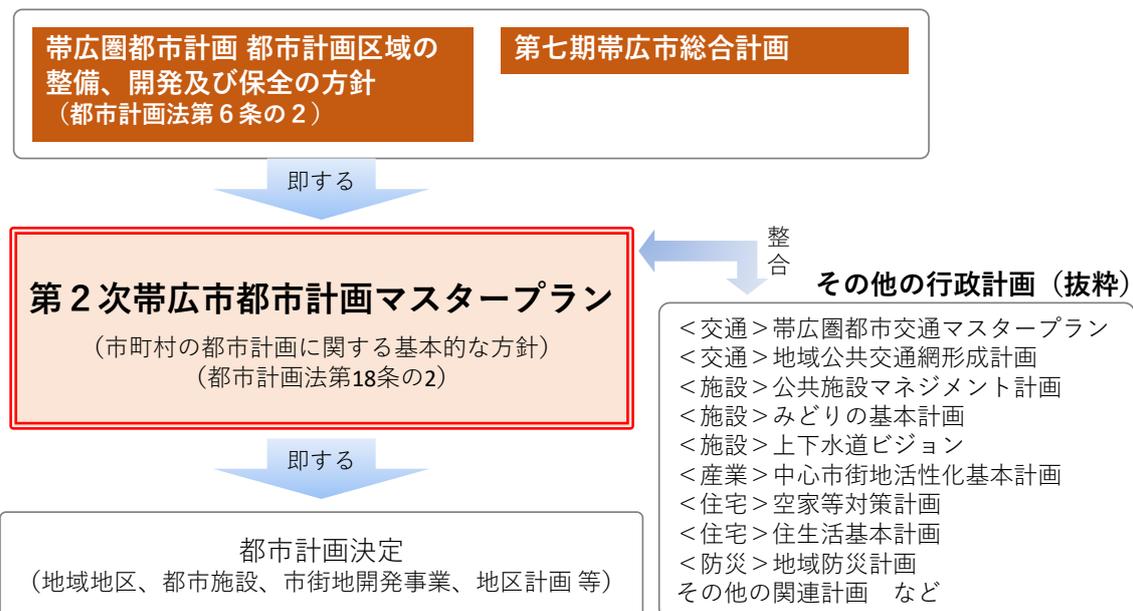
本プランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであり、北海道が定める「帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「第七期帯広市総合計画」に即すとともに、総合計画の分野計画に位置付け、本市のその他の行政計画と整合を図ります。

なお、本市が定める都市計画には、用途地域などの地域地区や道路、公園、下水道などの都市施設、市街地再開発事業などがあり、これらは、本プランに沿って行います。また、本プランによって都市計画の基本理念や取り組みの方向性などを市民や事業者、行政で共有し、地域に愛着と誇りをもってまちをつくっていく「市民協働のまち育て^(※)」を推進します。

※まち育て

親が子どもを慈しみ育てるように、市民やNPO、事業者、行政など多様な主体が、自分たちの住むまちに愛着と誇りを持ってまちをつくり上げる姿勢を強調しています。まちづくりということからは、新しいモノを作り出すイメージがありますが、「まち育て」は、まちで暮らしている私たちが、住みやすい、働きやすい、心地よいなどを目標に、市民、事業者、行政が互いにパートナーとして協働でまちを育てていく意識や行動を示しています。

◆計画の位置付け

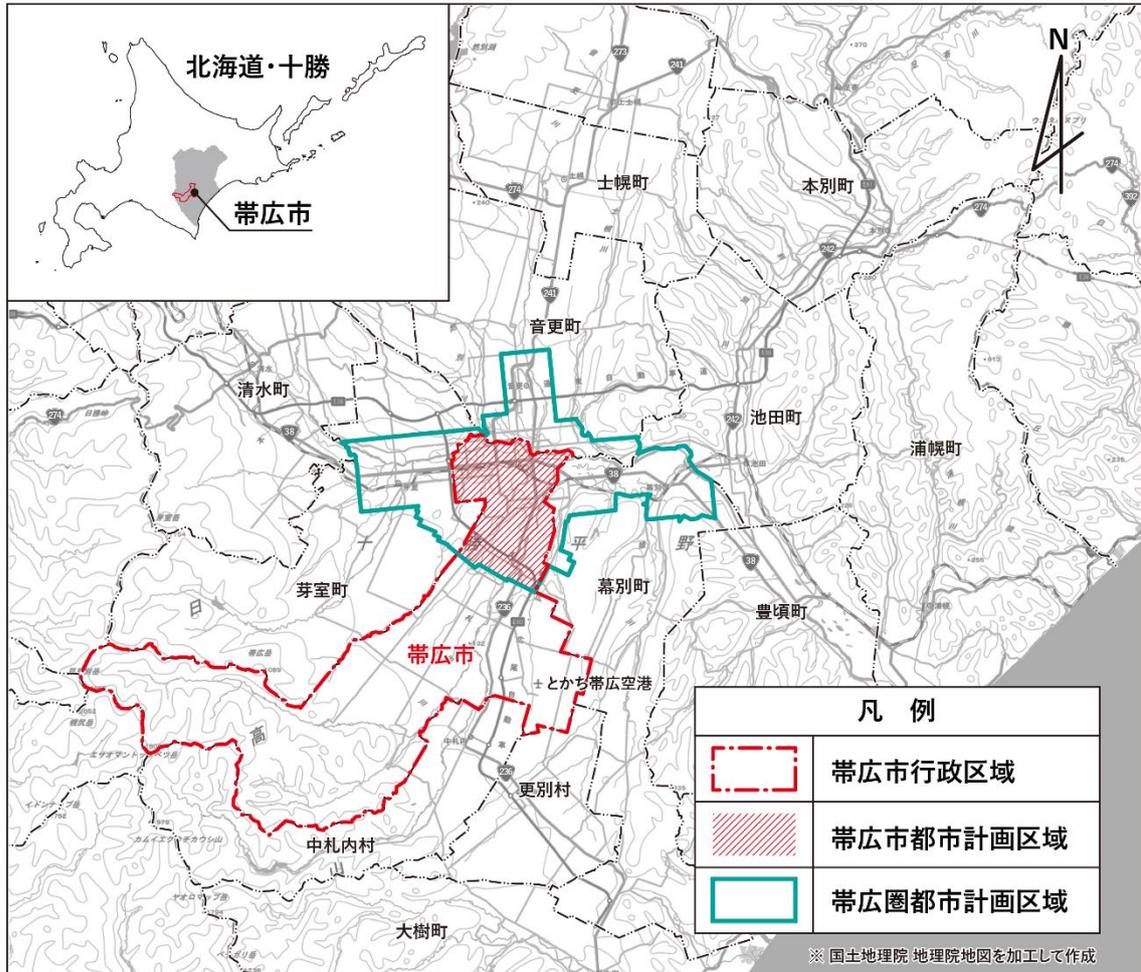


3

対象区域及び計画期間

本プランの対象区域は本市の都市計画区域とし、計画期間は2020（令和2）年度から2039（令和21）年度までとします。

なお、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて、見直しを行います。



帯広市行政区域：61,934ha

本プラン対象区域：10,369ha（帯広市都市計画区域）